

鴻介第170号
令和2年4月27日

各 介護保険サービス事業所 管理者 御中
各 総合事業サービス事業所 管理者 御中
(通所・短期入所サービスに限る)

鴻巣市健康福祉部介護保険課長

【期限延長】 新型コロナウイルス感染拡大防止に対する本市の方針について (通知)

日頃より、本市福祉行政の推進に際しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月7日(火)に政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、期限とされている5月6日(水)まで2週間を切りましたが、依然として収束に向かっているとは考えづらい状況が続いております。

政府の緊急事態宣言が延長されるか否か不透明な情勢ではありますが、本市におきましては4月23日(木)に「第4回新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、放課後児童クラブや保育所等の5月31日(日)までの休室(所)延長を決定いたしました。

その決定を踏まえ、令和2年4月27日付鴻介第61号にて5月6日(祝・水)までとしていたお願いについて、5月31日(日)まで期間を延長させていただきます。

これまで同様、「3つの密」を避けるため、ご家族等と調整いただき、可能な限り利用者が自宅で過ごせるようご協力いただければと思います。

なお、サービス実施に当たっては、手指の消毒設備の設置やマスクの着用など感染防止策を最大限講じていただき、利用者及び従業員の皆様の安全を十分に確保していただきますようお願いいたします。

また、自主的に休業等を行う場合には、休業期間や範囲について下記担当までご一報いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【担当・問い合わせ】

介護保険課 事業者担当

TEL : 048-541-1321 (内線 2679、2683)

FAX : 048-541-1328